

税務署から
始めませんか「青色申告」

青色申告とは記帳に基づいて正しく所得金額や所得税額を申告する制度です。

青色申告の特典

青色申告特別控除／青色事業専従者給与／純損失の繰越控除／純損失の繰戻し

青色申告の手続

必要な帳簿を作成し、「青色申告承認申請書」を、青色申告しようとする年の3月15日まで（新たに事業を始めた方は開業した日から2か月以内）に税務署へ提出してください。

ネットでらくらく確定申告

自宅のパソコンからインターネットを利用して、手続きができます。

家族みんなで8020！歯周病を予防しましょう

11月8日は いい歯の日

歯を失う原因のほとんどは、むし歯と歯周病です。歯周病は、歯肉にのみ炎症がみられる歯肉炎から、歯を支える骨(歯槽骨)が溶ける病気へと進行するもので、普段からの生活習慣が大きく影響しています。

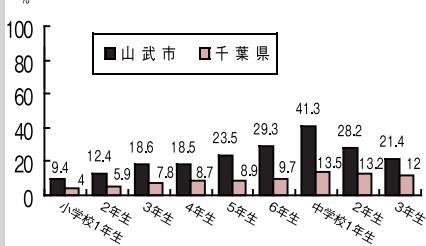
現在、市内の小、中学生の歯周病要観察者率は県平均よりかなり高く、小学校高学年生から中学生になると急激に増加します(グラフ参照)。歯周病はむし歯と違いあまり痛みを感じません。

・歯周病がどんな病気かを知り、家族みんなで予防することが大切です。不自由を感じる頃には治療できず歯を失ってしまうこともあります。

- ・予防には、毎日丁寧な歯磨きを行いましょう。
- ・家族みんなでかかる「かかりつけ歯科医」を決め、6か月から1年に1回の定期健診を受けることが大切です。
- ・また、不規則な食生活や喫煙は歯周病を悪化させます。毎日の規則正しい生活習慣は歯周病だけでなくむし歯予防にもなります。

年をとれば歯は無くなるものと思ってはいけません。80歳で20本の歯を保つことは誰にでもできることなのです。一生自分の歯で食べることは全身の健康にもつながると言われています。「いい歯の日」を機会に家族みんなで歯の健康について考えてみましょう。

平成19年度歯周病要観察者率



問合せ 健康支援課

☎0479(80)8383

年金

社会保険料(国民年金保険料)の控除証明書

年末調整や申告時に必要です

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

年末調整等の説明会

期日 11月18日(火)

場所 成東文化会館
のぎくプラザ

時間・対象地域

午前10時～正午(山武市)
午後2時～4時(横芝光町・
芝山町)

※対象地域の説明会に参加
できない場合は、11月25日
(火)に東金文化会館での説
明会に出席できます。

問合せ 東金税務署
☎(52)3121

国民年金保険料は世帯で連帯

納付した全額が所得税および市町村民税の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、毎年1月1日から12月31までの間に

社会保険庁から毎年11月上旬に送付されます。ただし、年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

控除対象となります。

この場合、家族分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」も申告する方の申告書に添付する必要があります。

千葉社会保険事務所では、國民年金保険料収納事務の市場化テストを実施しており、委託業者の「株もしもしホットライン」が電話、文書、個別訪問などによる納付勧奨などの業務を行っています。なお、個人情報保護については国と同様に徹底されています。

千葉社会保険事務所では、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主および配偶者等も連帯して納付する義務があります。

家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税などの

控除対象となります。

この場合、家族分の「社会保

険料(国民年金保険料)控除証

明書」も申告する方の申告書に添付する必要があります。

途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。